

自治会に加入しましょう！

みんなの自治会は・・・ このような活動をしています！

「安心で安全なまちづくり」それは私たちが自主的・自発的に参加してつくる自治会から・・・自治会は、住みよい地域を築いていくことを大きな目的として組織されています。

1. 広報紙等の配布に協力

『広報おうみはちまん』、市議会だより等は、私たちが行政や地域の動きを知る上で、不可欠な情報資料です。自治会ではこれらの配布について積極的に協力しています。

2. 自主防災・消防組織の活動

「もし大地震が発生したら」「火事が町内で起こったら」・・・私たちは平素から地震や火災に対する関心を深め、有事の際、各家庭での被害を最小限に食い止めることを考えなくてはなりません。自治会ごとにも自発的な活動がされています。

3. 地域安全活動（防犯活動）

非行や犯罪のない「安全で安心して暮らせるまちづくり」は私たちみんなの願いです。各地域では、自治会の協力を得て青少年健全育成活動や地域安全（防犯）活動を進めています。また防犯灯の維持管理も自治会でを行っています。

4. 交通安全運動

年々増えつつけている交通事故・・・みなさんの家庭でも家族の安全対策をたてておられることでしょう。しかし地域ぐるみの運動も必要です。自治会では通学路や生活道路の交通安全対策にも積極的に取り組んでいます。

5. ごみステーションの管理、環境美化等の推進

花や緑のある美しい町はだれもが望んでいる生活環境です。自治会では自らの手による自治会内の清掃・環境美化を行っているほか、ごみステーションの設置及び管理も行っています。

6. 社会福祉の推進

学区ごとに社会福祉協議会が設置されており、これらを基盤として赤い羽根共同募金等を行っているほか、敬老会等も積極的に取り組んでいます。

7. 健康づくり、人権のまちづくりや団体育成

人と人との交流を図る親睦行事や伝統行事を推進するほか、人権尊重のまちづくり懇談会の実施や子ども会・老人会等の団体育成についても力を入れています。

自治会のご案内

市民一人一人の参加と連帯感を持って、
私たちのまちを築いていく努力が大切です。

自治会に加入しましょう！

みなさんがお住まいになられるまち近江八幡市はみなさんのくらしを支える拠点です。仕事でほかのまちに通っていても、帰ってきて休息したり家族と過ごすところが自分にとってのまちではないでしょうか。そして、できればこれから将来にわたって安心して暮らせる場所であってほしいと誰もが願うことです。だからこそ自分たちの住むまちを少しでもいい方向にもっていこうと様々な活動をされています。

大規模地震等の災害を契機として、地域コミュニティのあり方が問われると共に改めてその必要性が一層高まっています。暮らしよいまちであるためには、人々が仲良くつきあい、助けあい、強く心が結ばれていることが大切です。個人が尊重され自立した人々が、住民同士のふれあい（親睦）や子どもの健全育成、交通安全、防犯防災活動、ごみ問題や美化運動をはじめとする環境問題、人権問題、少子高齢化社会への対応など地域の様々な課題解決を目指して取り組みが展開されています。これらの地域コミュニティ活動の基礎となる組織が**町内会・自治会**です。

町内会・自治会は、地縁により形成された自主自立の団体で、一定の区域内に住所を有する人は誰でも構成員となることができます。

このような地域コミュニティを目指して、近江八幡市では現在167の自治会が組織され、それぞれの町内会・自治会では、

- ★ 広報紙の配布、回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- ★ 集会施設の維持管理
- ★ 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ★ 交通安全、地域安全(防犯)、防災活動の推進
- ★ 文化、スポーツ、レクリエーション活動
- ★ 行政機関等に対する要望、陳情等
- ★ 地域住民に対する各種研修、講座等の実施
- ★ 敬老会や、子ども健全育成活動の推進 など

私たちの日常生活に直結する大変重要な活動をしています。

平成24年4月施行の市の「協働のまちづくり基本条例」においても、『自治会・町内会』は重要なコミュニティ組織として位置づけされ、行政等の情報提供を「広報おうみはちまん」などの配布や回覧をはじめ、諸連絡は自治会長（町内会長）にお願いしております。

また市の業務は市民の皆さんのご理解、ご協力なくしてはできないものが多数あり、これらの連絡調整や取りまとめも自治会長を中心にそれぞれの自治会・町内会で行っていただいております。

このようなことから、転入等で新しく近江八幡市民になられた方は、ぜひ

**『自治会・町内会』に加入していただきますよう
ご協力をお願いします。**

お住まいの自治会についてのお問い合わせは、

お近くの各学区自治連合会（コミュニティセンター内） または
市役所 総合政策部まちづくり協働課 TEL (36) 5552へ

【みんなでつくろう、ひとりひとりの人権を大切に、安全で安心のできるまちづくり】